

令和 7 年度 重点事業報告

わが国では、少子超高齢社会の人口及び疾病構造を見据えた社会保障制度改革、特に地域包括ケアシステムの構築、医師の働き方改革などの医療提供体制の再構築に向けた取り組みや、少子化対策・子ども政策の強化、女性・高齢者の労働参加が進められている。

さらに、団塊ジュニアが高齢者となる一方で支える人口が減少するなどの様々な社会情勢の大きな変化が見込まれる 2040 年に向け、一層の制度や体制の整備が求められており、県において「県民一人ひとりが、健やかに地域で暮らし、心豊かに長寿を全うできる総合的な保健医療福祉システムづくり」を基本理念とした第 8 次医療計画が策定された。

このような状況の中、全国的な課題である看護職不足は継続しており、本県の従事者数は令和 4 年末現在 62,016 人で人口 10 万人当たりの職員数は全国 45 位と低い水準にあり、看護職の定着・確保対策は重要課題である。病院や訪問看護ステーションに勤務する看護職の離職率は高止まりの傾向にあり、労働環境・処遇改善など働き続けられる環境づくりの推進に取り組むとともに、次世代を担う人材の確保やプラチナナースの活躍推進がますます重要になっている。

令和 5 年 10 月に改正された「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」には、量的確保と資質向上を図りながら看護職の確保を推進する方向性が示された。

県民の健康上のニーズの増大や、デジタル改革等の社会の変化に対応し、看護職が役割を発揮するためには、新たな知識や技術を学び直すため看護職自身が生涯学習に主体的に取り組み、自らキャリア形成に努めること、職能団体や所属する組織には生涯学習を支援する役割が求められている。

さらに、県民に質の高い看護を提供するためには、専門・認定看護師、認定看護管理者、特定行為研修修了者等の活躍促進に向けた取り組みが重要である。

また、少子超高齢社会に向けて、医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速しており、出生前から人生の最終段階に至る全世代を対象に、施設や地域等あらゆる場所で健康の保持増進から看取りまでを専門職や地域住民、自治体等が協働して支える共生社会のしくみである「全世代を対象とした地域包括ケアシステム」の構築・推進が必要である。加えて、近年の広範囲にわたる災害や新興感染症など県民の生命と生活を脅かす健康危機に対応する体制強化も重要である。

看護職の機能と役割を十分に発揮するため、千葉県、市町村と連携した政策策定への参画と看護政策の推進が重要となる。職能団体として、看護職に関わる様々な課題の解決を進め、地域の各実践の場において、看護職が的確に役割を果たすためには、医療・看護に係る政策の推進役となる本協会が、戦略的・継続的に看護政策を推進する力をつけていくことが必要となっている。そのためには、入会促進活動の推進により会員数を維持するとともに、職能間の連携強化が重要である。

以上により、令和 7 年度本協会は、社会の動向を見据え、看護職が果たすべき役割を見極めながら、看護の専門性を発揮し、県民の健康な生活を支えるべく、令和 6 年度に取り組んできた 5 つの重点事業を充実し、「地域における看護職の定着・確保の推進」「質の高い看護の提供体制の構築・推進」「全世代の健康を支える地域包括ケアの推進」「地域における健康危機管理体制の強化」「組織基盤の強化」とし、事業を展開する。

令和7年度 重点事業

- 1 地域における看護職の定着・確保の推進
- 2 質の高い看護の提供体制の構築・推進
- 3 全世代の健康を支える地域包括ケアの推進
- 4 地域における健康危機管理体制の強化
- 5 組織基盤の強化

実施内容：

- 1-1 第5次看護職定着・確保推進計画の推進、評価
- 1-2 健康で安全な職場づくりの推進
- 1-3 安定的な定着・確保対策の実践（ナースセンター事業）
- 1-4 看護職の魅力の発信による次世代を担う人材の確保

- 2-1 生涯学習支援
- 2-2 看護研究学会の充実
- 2-3 認定看護師・専門看護師・認定看護管理者の活動推進に向けた啓発
- 2-4 特定行為研修制度の普及・活用
- 2-5 医療安全対策の推進

- 3-1 全世代を対象とした看護提供体制の強化
- 3-2 訪問看護の推進

- 4-1 災害発生時の対応体制の整備
- 4-2 新興感染症等パンデミックへの対応体制の整備

- 5-1 会員の定着・確保
- 5-2 看護政策推進力の強化

1 地域における看護職の定着・確保の推進

実施内容

1-1 第5次看護職定着・確保推進計画の推進、評価

- 1) 第5次看護職定着・確保推進計画の推進、評価
- 2) 第6次看護職定着・確保推進計画の策定
- 3) 看護職定着確保対策事業の普及啓発

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

本県は慢性的な看護職不足が続いており、地域偏在や領域別偏在が指摘されている。このような中で、令和3年度から5年間の計画である第5次看護職定着・確保推進計画を作成し、「質の高い看護を提供するため看護職が働き続けられる環境づくりの推進」を目標として推進してきた。令和7年度は計画の最終年となることから、看護職定着確保対策協議会及び作業部会において、第5次計画を評価して第6次計画を策定し、引き続き看護職の定着・確保に取り組む。

成果

- 1) 第5次看護職定着・確保推進計画の推進、評価
- 2) 第6次看護職定着・確保推進計画の策定
作業部会 8/19 9/24 10/22 1/19
協議会 12/25 2/4（書面会議）
- 3) 看護職定着確保対策事業の普及啓発
(1) 「看護ちば」、ホームページ等による広報掲載継続

1 地域における看護職の定着・確保の推進

実施内容

1-2 健康で安全な職場づくりの推進

- 1) ヘルシーワークプレイスの推進
- 2) ヘルシーワークプレイス推進のための相談支援
- 3) ヘルシーワークプレイス研修（生涯学習）

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

千葉県では慢性的な看護職不足や離職率が高い状況が続いており、看護職定着・確保推進計画の方策の柱の一つとして「看護職が働き続けられる環境づくりへの支援」を掲げ、ヘルシーワークプレイス推進事業等に取り組んでいる。これまで、ヘルシーワークプレイスガイドライン（日本看護協会2004年度策定）の活用を図りながら、ヘルシーワークプレイス推進アドバイザーによる相談支援や、会員施設の交流等を通して、県内施設が健康で安全な職場を目指せるよう支援してきた。相談窓口にはハラスメントや労働条件等の相談が寄せられており、看護職が働き続けられる環境づくりへの支援は重要であるため引き続き事業を推進する。

成果

- 1) ヘルシーワークプレイスの推進
 - (1) ヘルシーワークプレイス取組み宣言施設の増加 3件
 - (2) 「ヘルシーワークプレイス推進週間（10/1～10/7）」の推進
ヘルシーワークプレイス交流会 10/7 参加者91名
- 2) ヘルシーワークプレイス推進のための相談支援
 - (1) 相談 34件 相談案内カード・チラシを随時配布
 - (2) 施設支援 30件
- 3) ヘルシーワークプレイス研修（生涯学習）

1 地域における看護職の定着・確保の推進

実施内容

1-3 安定的な定着・確保対策の実践（ナースセンター事業）

- 1) 看護職の定着確保に係る実態調査
- 2) 看護職の無料職業紹介
- 3) 未就業看護職の就業支援
- 4) 看護職への相談支援
- 5) 看護進路相談事業

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、千葉県から看護協会が「千葉県ナースセンター」として指定を受け事業を実施している。

千葉県の就業看護職員数は、令和4年の従事者届によると62,016人と2年前に比較し894人増加しているが、人口10万対で989.7人（全国45位）と厳しい水準にあり、2025年には約8,800人の看護職が不足すると見込まれている。

有料職業紹介事業所等が増加する中、ナースセンターの求職登録数は減少しており、登録促進と求人施設とのマッチングの強化が課題である。特に、60歳以上のプラチナナースや非常勤の雇用を希望する求職者が増加傾向にあり、求人施設の開拓が必要である。

また、求人施設の紹介料の負担軽減を図るためにも、ナースセンターの認知度を高め、求人施設・求職者の活用拡大を図ることが必要である。

なお、令和5年10月に「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が改正され、ナースセンターの役割として盛り込まれた看護師等のスキルアップ支援や、デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システムの運用等について、看護職が活用できるよう啓発する。

成果

1) 看護職の定着・確保に係る実態調査

(1) 病院看護管理者

287施設に5/9～5/28の期間で実施 回収率 55.4%

- (2) 未就業看護職
153名に5/9～5/30の期間で実施 回収率 14.4%
- (3) 新人看護職
会員施設596、フレッシュセミナー集合研修参加者へ協力依頼し、9/30～10/16の期間で実施、回答数659名
- (4) 訪問看護ステーション管理者
714施設に6/16～6/30の期間で実施 回収率 27.7%
- (5) 統括保健師
県1名、市町村54名に6/16～6/30の期間で実施 回収率 70.9%
- (6) 再就業者
164名に5/30～6/20の期間で実施 回収率 45.7%

2) 看護職の無料職業紹介

eナースセンター利用者数 11,094名
 新規求人数 1,515名
 紹介者数 356名
 就職者数 412名

3) 未就業看護職の就業支援

- (1) 看護基礎技術講習会 62回 (参加者 実74名 延129名 就業者47名)
- (2) 合同就職説明会 7/30 集合開催 参加求人施設11か所 参加者20名
11/6 集合開催 参加求人施設30か所 参加者16名
- (3) 求人情報発行 4回発行 (6月 9月 12月 3月)
- (4) 公共職業安定所出張相談会 78回 相談 200名
社会福祉協議会と連携した出張相談 3回 相談 8名
- (5) サテライト事業の推進
公共職業安定所出張相談会 (再掲)
合同就職説明会の開催 (再掲)
- (6) 就業支援 面接 175名 電話 1,169名 メール 2,690名 オンライン 6名
- (7) プラチナナース研修会 7/25 ハイブリッド開催 集合18名 オンライン60名
- (8) 相談者就業確認 メールでの就業確認
発送数 7,298名
就業者 108名
メール返信のない支援者へはがきでの就業確認
発送数 203名
就業者数 21名
- (9) 未就業看護職へのe-ラーニング研修 学研ナーシングサポート 参加者28名
ビジュアルナーシングメソッド 参加者25名
- (10) 訪問看護基礎研修会 7/29 9/4 Web 10/23 12/9 参加者33名

4) 看護職への相談支援 4,040名

5) 看護進路相談事業

- (1) 出前授業 実施校 41校 (小学校 11校 中学校 23校 高等学校 6校
中高一貫校 1校)
参加者 3,966名
- (2) ふれあい看護体験 協力施設 88施設 実施回数 127施設 参加者 670名
- (3) 進路相談 25件

1 地域における看護職の定着・確保の推進

実施内容

1-4 看護職の魅力の発信による次世代を担う人材の確保

- 1) 「看護の日・看護週間」
- 2) 看護進路相談事業（再掲）

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

21世紀の高齢社会を支えていくため、看護の心、ケアの心、助け合いの心を誰もが育むきっかけになるよう、1990年に国は5月12日を「看護の日」、その日を含む日曜日から土曜日までを「看護週間」に定めた。18歳人口が減少し看護人材が不足することから、2030年には18歳人口の18人に1人に看護の仕事を選択してもらう必要がある。そのため、2021年から2030年度の「看護の日・看護週間」事業ではメインテーマ“看護の心をみんなのところに”を伝えるとともに、対象を主に若年層として「看護の人材確保」を目的とした事業を実施していく（日本看護協会）。千葉県においても2025年には約8,800人の看護師不足が推計されている。

本協会では、令和3年度より「看護の日・看護週間」を中央行事として位置づけ、地区行事とも連動し、次世代を担う人材の確保に努めている。

県内の学校に通う児童・生徒や保護者、学校の進路相談担当者を対象とした進路相談、また、出前授業やふれあい看護体験により、看護についての知識や理解を深め、看護人材の確保につなげられるよう進めていく。

成果

1) 「看護の日・看護週間」

テーマ 看護の力を未来へつなげよう

中央行事 4/15～21 開催 そごう千葉店地階ギャラリー パネル展示

地区行事 5/10～17 開催 各地区部会

参加者数 1,465人

2) 看護進路相談事業（再掲）

(1) 出前授業 実施校 41校（小学校 11校 中学校 23校 高等学校 6校
中高一貫校 1校）

参加者 3,966名

(2) ふれあい看護体験 協力施設 88施設 実施回数 127施設 参加者 670名

(3) 進路相談 25件

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-1 生涯学習支援

- 1) 専門職としての活動の基盤となる研修
- 2) 看護・医療政策に関する研修
- 3) 人材育成や教育支援を行う者を対象とした研修
- 4) 看護管理者を対象とした研修
- 5) 資格認定教育

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

日本は、少子超高齢化の進行、人々の価値観の変化等により、健康上のニーズは増大し、多様化・複雑化している。また、デジタル化や持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みの推進、人生100年時代の到来等により、社会全体も様々に変化している。

それに伴い、看護職の活躍する領域や場の多様化が進み、社会から看護職の役割発揮が期待されている。その期待に応えるためには、看護職が各自のライフイベントや価値観に応じて、仕事と生活の調和を図りながら自律的に学ぶことが求められる。

当協会では、令和5年6月に日本看護協会が公表した「看護職の生涯学習ガイドライン」等に鑑みて、個々の看護職が専門職として自己研鑽でき、所属する組織及び地域等のニーズにも対応できるような実践的で活用しやすい研修を、検討し実施していく必要がある。

また、対面研修とWeb配信研修の特徴を活かし、研修内容に合わせて研修方法を選択し、受講しやすく効果が最大限になるように、研修を企画し実施していく。

成果

1. 生涯学習支援 研修開催状況

110研修実施 111研修中 3研修中止 2研修追加（県委託及びトピックス研修）

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-2 看護研究学会の充実

1) 千葉県看護研究学会の充実

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

看護研究を行うことは、科学的根拠に基づく看護を実践することにつながり、看護の質の向上を目指した活動であり、専門職としての責務でもある。本協会では昭和57年度から研究発表を行う場として看護研究学会を毎年1回開催してきた。しかし、令和元年度以降、演題応募数が減少傾向にある。

臨床現場において質の高い看護を提供するためには、看護研究に取り組み、研究結果として得られた新知見を発表し共有できる看護研究学会の開催意義は大きい。そこで、演題数及び参加者数の増加を図るため、令和4年度からは実践報告を加え、令和5年度からは交流集会を取り入れた。

さらに、看護研究に必須となった倫理審査を受けやすいように、令和5年度より倫理審査委員会を設置し、看護研究に取り組めるように支援を継続していく。

成果

1) 第43回千葉県看護研究学会の充実

テーマ 未来の看護を創る—私たちの挑戦—

特別講演

演題 研究発表 21演題
実践報告 13演題
交流集会 4演題 計38演題 (26施設)

ランチョンセミナー

参加者 232名 (看護職 203名 学生 29名)
(当日参加 10名)

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-3 認定看護師・専門看護師・認定看護管理者の活動推進に向けた啓発

- 1) 専門・認定看護師制度の普及・活用
 - (1) 専門・認定看護師等の理解と資格取得の推進
 - (2) 専門・認定看護師・認定看護管理者の登録制の活用推進

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

平成6年に資格認定制度が発足し、診療報酬加算の要件に専門看護師・認定看護師の配置が規定されていることもあり、専門・認定看護師制度の普及は進んでいる。令和5年12月現在の千葉県の登録者数は、専門看護師129名、認定看護師893名となった。令和2年以降の新型コロナウイルス感染症対策においては、感染の分野の専門看護師・認定看護師が専門性を発揮して活動したことで、専門性の高い看護職の担う役割の重要性が認知された。

令和4年12月の日本看護協会認定部の調査によると、認定看護師が所属している病院の割合は、200～299床で65.1%、150～199床で48.0%と令和3年の調査より増加している。しかし、150床未満では17.0%であり、小規模病院における認定看護師の資格取得・就業に課題がある。

今後もチーム医療を推進していく中で看護の専門性を発揮するためには、より専門的で質の高い知識や技術を持ったスペシャリストの育成は不可欠である。組織として資格取得と活動を支援できるよう、活用可能な情報を適宜発信していく必要がある。さらに、スペシャリストナースを目指すきっかけとなる研修を企画し実施していく。

また、研修等で指導・支援可能な県内の専門看護師・認定看護師の状況を把握し、人材登録を推進し、県内のスペシャリストナースを可視化し、その活動及び活躍の場を拡大していく。

成果

- 1) 専門・認定看護師制度の普及・活用
 - (1) 生涯学習研修の担当講師
専門・認定看護師の講師 29名 研修 65名
 - (2) 講師等人材登録 登録者数 71名 12施設（新規登録者22名）
講師等人材登録 活用依頼 2件

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-4 特定行為研修制度の普及・活用

1) 特定行為研修制度の理解と資格取得の推進

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

チーム医療を推進し、看護師がさらに役割を発揮するために、平成27年10月に「特定行為に係る研修制度」が施行され、令和元年度の認定看護師制度改正により、認定看護師教育課程に特定行為研修が組み込まれ、令和3年度から活動を開始している。

日本看護協会の「看護の将来ビジョン」（平成27年）において、特定行為研修制度を通して、高度な看護を実践する能力を持つ看護職の育成を推進するとしており、少子超高齢社会における地域・国民のニーズに積極的に応えるため、制度の活用の推進が求められている。また、チーム医療及び医師の働き方改革を推進する観点からタスク・シフティングを進めるためにも、この制度の普及と活用が重要である。

令和5年に、全国の特定行為研修修了者は6,875人、研修機関は46都道府県で373機関となり、千葉県においては、282人、9機関と増加してきている。質の高い看護の提供体制の構築を目指し、本協会の会員施設及び会員に対して特定行為研修制度の理解促進のために、特定行為研修修了者の活動や指定研修機関の研修生受け入れに関する情報提供等を行う。

成果

1) 特定行為研修制度の理解と資格取得の推進

- ・施設等会員代表者会
千葉県における特定行為研修に関する課題と今後の活用について 1/20 152名
- ・在宅療養を支える多職種向け研修会
在宅領域における特定行為研修修了者の活動の実際と連携 2/19 24名

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-5 医療安全対策の推進

- 1) 医療・看護に関する相談支援・情報提供
- 2) 医療安全の推進
- 3) 医療安全管理者の育成
- 4) 関係機関等との連携促進

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

平成11年の患者取違い事故以降、国は医療機関における医療安全管理体制の整備を進めてきた。また、日本看護協会及び本会においても、看護の質向上により看護職が安全に安心して働き続けられる環境づくりを目指し、医療安全対策を推進してきた。

平成17年より「医療安全推進週間」に合わせて、多職種参加の医療安全大会の開催や医療安全に関する標語を募集しポスターにして配布する等、県内の医療従事者の、医療安全への意識の向上と普及啓発を図ってきた。令和4年からは、医療安全に関するチーム活動を募集し、多職種協働の推進も強化してきた。

医療安全対策の推進に注力してから20年以上が経過し、医療安全対策は一定の成果をあげていると推察される。今後は、関係機関等との共同開催研修等により、多職種及び地域連携を強化していく必要がある。

さらに、平成31年の世界保健機関の総会において、患者安全を促進することへの人々の意識・関心を高め、国際的な理解を深めるため、9月17日が「世界患者安全の日」と制定された。「医療安全推進週間」とともに、医療安全文化の醸成に向けた取組みを、現状に合わせて見直し継続していく。

成果

- 1) 医療・看護に関する相談支援・情報提供
 - (2) 情報提供（「世界患者安全の日」の啓発等）
ホームページへの掲載
- 2) 医療安全の推進
 - (1) 医療安全推進講座の開催 11/10 参加者 104名
テーマ 医療版失敗学のすすめ～入門編～
 - (2) 医療安全推進の普及啓発
医療安全に関する標語 応募総数 58施設
- 3) 医療安全管理者の育成
 - (2) 医療安全担当者中央交流会 第1回 9/8 参加者 67名
第2回 1/14 参加者 57名
 - (3) 医療安全担当者地区交流会 参加者 計70名（看護職49名 看護職以外21名）
市川地区 7/30 参加者31名（看護職23名 看護職以外8名）
船橋地区 8/20 参加者39名（看護職26名 看護職以外13名）

3 全世代の健康を支える地域包括ケアの推進

実施内容

3-1 全世代を対象とした看護提供体制の強化

- 1) 四職能委員会の活動の充実
- 2) 四職能間の連携強化
- 3) 地域医療に係る関連会議への参画

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

千葉県は人口は、令和5(2023)年の総務省の調査によると、65歳以上が占める割合は28.1%と令和2年国勢調査結果の27.1%より1.0ポイント上昇し高齢化が進んでいる。医療は病院完結型から地域完結型へと移行し、住み慣れた地域社会で暮らす医療依存度の高い在宅療養者(児)や障がい者(児)が増加し、全世代を対象とした地域包括ケアの取組みが推進されている。地域において疾病・障がい・健康等の状態にかかわらず全世代を対象に生活全般を支援をする看護職が協働して各職能の機能を発揮し、関係機関・多職種との連携を推進する必要がある。看護職がその機能を発揮するためには、自治体で策定される医療計画・地域医療構想、介護保険事業計画等の策定会議への参画、関係機関・団体との連携体制の構築、看一看護連携や多職種とのネットワークづくり(地域連携)が必要である。会議等において、看護の視点で地域の課題を検討し、実情に応じた課題解決ができるように働きかける。

成果

- 2) 四職能間の連携強化
四職能委員会合同会議 5/23 8/18 2/19
- 3) 地域医療に係る関連会議への参画 122回

3 全世代の健康を支える地域包括ケアの推進

実施内容

3-2 訪問看護の推進

- 1) 訪問看護の普及啓発
- 2) 訪問看護師の定着支援

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

少子超高齢社会において医療は、病院完結型から地域完結型へと移行し、医療依存度の高い在宅療養者（児）や障がい者（児）など、全世代を対象とした地域包括ケアシステムの推進が求められている。また令和6年7月に在宅医療に関する千葉県調査では、在宅医療を選択する県民が、令和2年に行われた調査結果より3.6ポイント上昇し、36.0%だった。疾病・障がい・健康等の状態にかかわらず、その人の思いや希望が尊重され、住み慣れた居宅や地域でその人らしく暮らし続けることができる環境が必要である。在宅医療が推進されるなか、訪問看護の利用者は小児から高齢者まで幅広い年齢で増加を続けている。訪問看護師がその機能を発揮し、関係機関や多職種と連携を推進していくためにも、訪問看護師の数（量）と質の担保は重要な課題である。訪問看護師への職業選択支援として看護学生へのガイダンスを継続して行い、また働き続けられる就業環境への支援を継続する。

成果

- 1) 訪問看護の普及啓発
ホームページ掲載（訪問看護・看多機の利用や相談窓口について）
学生向け訪問看護ガイダンス 開催希望13校 実施 11校
- 2) 訪問看護師の定着支援
訪問看護就職フェア 7/29 参加者10名
訪問看護ステーション見学体験（8～1月）見学者5名
訪問看護師指導者育成研修会 10/11 Web 参加者27名 11/18 Web 参加者26名
地域連携フォーラム 11/29 Web 参加者29名
訪問看護病院経営者（看護管理者）講習会 12/16 Web 参加者81名

4 地域における健康危機管理体制の強化

実施内容

4-1 災害発生時の対応体制の整備

- 1) 災害関連主要会議への参加と連携強化
- 2) 関係機関との連携・情報共有
- 3) 災害に備えた体制の整備
- 4) 災害支援ナースの育成

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

近年の災害は広範囲に甚大な被害が頻発しており、平時から有事に向けた準備が必要とされる。令和6年4月より災害支援ナースは、改正医療法に基づき、厚生労働省が指定した研修の修了者を「災害・感染症医療従事者」として登録することとなった。そのため、災害支援ナース養成と千葉県の要請に応じて派遣調整業務を実施する。

また、発災時には情報の共有と関係機関の連携が重要であり、千葉県健康福祉部災害医療本部会議等への看護職の参加が必須となる。必要な対応策を適切に講じるために、会議における看護職能団体としての役割の明確化と医療・看護の現場である地区部会や会員施設・会員からの情報・ニーズの把握など、県内の情報収集をいち早く行い情報共有することが必要である。

成果

- 1) 九都縣市合同防災訓練千葉県会場＜全体会議＞
（第1回 Web配信 第2回 書面開催 第3回 集合開催9/19）
九都縣市合同防災訓練千葉県会場＜部門別会議＞
（第1回5/29 第2回7/4 第3回9/26Web）
九都縣市合同防災訓練（千葉県会場）10/19
九都縣市合同防災訓練（千葉市会場）8/31
大規模災害を想定したトリアージ及び通信・伝達訓練（千葉市主催）8/13
- 4) 災害支援ナースの育成
災害支援ナース養成研修（再掲）

4 地域における健康危機管理体制の強化

実施内容

4-2 新興感染症等パンデミックへの対応体制の整備

- 1) 関係機関との連携・情報共有
- 2) 感染症対策を担う看護職の育成

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

新興感染症による感染拡大は、世界的な問題であり、医療提供現場で感染症対策を安全・安心に継続するためには、情報の共有と関係機関の連携が重要となる。

必要な対応策を適切に講じるために、医療・看護の現場である会員施設・会員からの情報・ニーズの把握により県内の情報収集をいち早く行い情報共有するとともに、平時から関係機関との連携を図り、千葉県感染症対策連携協議会等への参加など看護職の視点での発言を行っていく。

併せて、感染症対策を担う看護職を育成し、現場の安全と安心を守る支援を行う。

成果

- 2) 感染症対策を担う看護職の育成
 - (1) 安全と安心を守る感染症対策の基本 9/1 (再掲)
 - (2) 感染管理研修 (基礎編・スキルアップ編) 6/5~6 10/9~10 (再掲)

5 組織基盤の強化

実施内容

5-1 会員の定着・確保

- 1) 新規・再入会の促進
- 2) 継続会員への勧奨
- 3) 情報発信の強化、広報の充実
- 4) 千葉県内看護師等学生に向けた協会案内
- 5) 新たな会員獲得のための方策検討

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

2025年、2040年を展望する課題への的確な対応を進めていくため、協会活動の基盤となる組織力の強化が不可欠である。

職能団体の基盤となる会員の定着・確保に向け、できるだけ多くの看護職の結集を図ることが重要である。

当協会では、2020年より健康の保持増進、疾病予防、病気や障がいがあっても自分らしい生活を送れるよう「2025年に向けた看護の挑戦 看護の将来ビジョン～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～」の実現を目指している。実現のためには、看護政策を提案し、実行できる組織として、組織基盤の強化を図り、成長していく必要がある。

成果

- 1) 新規・再入会の促進
会員数 26,691名（うち新規入会 1,442名） 入会率 41.9%
- 2) 継続会員への勧奨
入会後のご案内「入会されたあなたへ～information～」等の送付 1,442名
- 3) 情報発信の強化、広報の充実
協会公式SNS運用開始に向けた検討
- 4) 千葉県内看護師等学生に向けた協会案内
 - (1) 看護学生の表彰 対象 34校 35名
 - (2) 協会の機能と役割に係る特別講話 対象 15校（大学4校・専門学校11校）
 - (3) 千葉県内看護師等学校・養成所卒業生に向けた協会案内
対象 令和7年度卒業生40校 2,480名
- 5) 新たな会員獲得のための方策検討
協会公式SNS運用開始に向けた検討（再掲）

5 組織基盤の強化

実施内容

5-2 看護政策推進力の強化

- 1) 地区部会の活動・体制の強化
- 2) 職能間の連携強化
- 3) 看護協会の認知度の向上

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

組織基盤は、重点政策の着実かつ円滑な実施の土台となるものであり、その充実と強化に取り組む必要がある。

本協会は、保健師・助産師・看護師・准看護師のすべての職能が加入できる唯一の職能団体である。それぞれの職能の専門性を生かすとともに職能間の円滑な連携・調整のもと、社会の状況、医療・介護の現場の課題、国の政策・施策の動向を踏まえ事業を推進してきた。引き続き着実に政策推進の強化に取り組む必要がある。

成果

- 1) 地区部会の活動・体制の強化
 - 役員会61回（千葉4 市原6 船橋6 市川5 松戸5 東葛4 印旛4 利根6
山武5 長夷5 君津5 安房6）
 - 連絡会 24回（千葉2 市原2 船橋2 市川2 松戸2 東葛2 印旛2 利根2
山武2 長夷2 君津2 安房2）
 - 研修会 23回（千葉2 市原2 船橋2 市川2 松戸2 東葛2 印旛2 利根2
山武2 長夷2 君津2 安房1）
 - まちの保健室 25回（千葉3 市原1 船橋3 市川2 松戸1 東葛2 印旛3
利根2 山武2 長夷3 君津2 安房1）
 - 会計担当者会議 7/2
 - 地区部会長会 7/31 1/15
- 2) 職能間の連携強化
 - 四職能委員会合同会議 5/23 8/18 2/19（再掲）
- 3) 看護協会の認知度の向上
 - 県民向け広報誌「げんき」Vol. 2発行 25,000部
 - 「看護の日・看護週間」中央行事 4/15～21 そごう千葉店地階ギャラリー
パネル展示（再掲）